

下関市中心市街地新築住宅購入費助成事業のご案内

(住宅金融支援機構【フラット35】地域活性化型適用事業)

中心市街地の居住誘導区域に戸建てを新築する若年世帯に、

100万円[※]を助成します。

※ 詳しい条件は、以下をご確認ください。

対象区域

以下の区域(下関市の中心市街地)内の居住誘導区域[※]が対象です。

大和町1丁目、東大和町1丁目、竹崎町1～4丁目、今浦町、新地町、上条町、長門町、笹山町、豊前田町1～3丁目、細江町1～3丁目、細江新町、長崎中央町、丸山町5丁目、入江町、西入江町、岬之町、観音崎町、南部町、あるかぼーと、唐戸町、田中町、赤間町、中之町、阿弥陀寺町

※下関市立地適正化計画が作成されるまでの間は、中心市街地のすべての区域が対象となります。



対象世帯

- ① 対象区域に新たに戸建て住宅を建築又は購入[※]する世帯
※市内事業者が建築又は販売するものに限る。
- ② 夫婦のいずれかが40歳未満又は15歳未満の子と同居し、養育する世帯[※]
※1人世帯を除く。
- ③ 世帯所得が600万円未満[※]の世帯
※直近の公的証明書に記載された額をいう。
- ④ 10年以上の住宅ローンを借り入れる世帯

その他、暴力団員又は暴力団員等関係者でないこと



補助金の交付を受けようとする方は、住宅の建築等に係る**契約の締結前**[※]に**認定申請**(上記要件を満たすことの認定)が必要です。

※市の認定を受ける前に行った契約の締結や住宅の建築等は、助成の対象になりませんのでご注意ください。

お知らせ

この助成事業は、下関市と住宅金融支援機構が連携して実施しています。
この補助金交付とセットで、住宅金融支援機構の【フラット35】の**借入金利を一定期間引き下げる制度**をご利用いただけます。